

事業者、人事労務担当者の皆さま

病気になっても仕事を続けられるために 「治療と仕事の両立支援」に取り組みませんか？

病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が
仕事を理由として治療機会を逃すことなく
また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく
適切な治療を受けながら、生き生きと就労を続けられることを
目指す取組みのこと。

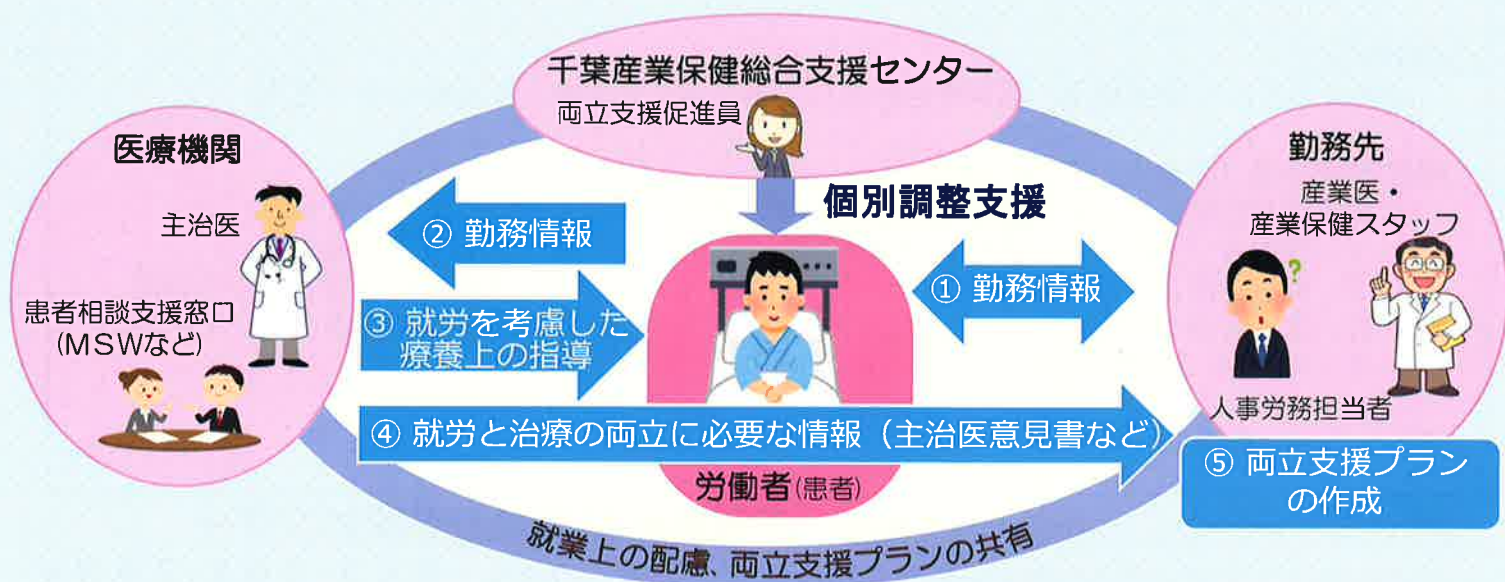


「治療と仕事の両立支援」について取り組むことは、「働き方改革」の重要な柱で、「健康経営優良法人」の基準に含まれています。

千葉産業保健総合支援センターの支援内容



相談対応	電話等による両立支援に関する質問や相談に対応します。 ※仕事の紹介や斡旋は行っていません。
個別訪問支援	事業所を訪問し、相談に対応したり、両立支援制度導入の支援、風土作りのための意識啓発研修を実施します。
個別調整支援	事業者と病気になった労働者が、仕事と治療の両立に取組めるよう調整支援を行います。【対象疾患】がん・脳卒中・心疾患・糖尿病・肝炎・難病など ※支援には、労働者の同意が必要です。
啓発セミナー	各種団体等を対象に、厚生労働省の「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的としたセミナーを実施します。



治療と仕事の両立支援申込書

年 月 日

事業場名			
業 種		労働者数	人 (企業規模 人)
事業内容			
所在地	〒		
	TEL		FAX
担当者	部署名		氏 名
	E-Mail		
	職 種	<input type="checkbox"/> 産業医 <input type="checkbox"/> 保健師・看護師 <input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 労務管理担当 <input type="checkbox"/> 衛生管理者 <input type="checkbox"/> 労働者 (患者) <input type="checkbox"/> その他 ()	
訪問希望日時	第1希望	年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分
	第2希望	年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分
	上記希望日以外の日程でも調整		可 ・ 不可

希望支援内容：□にチェックを入れ、希望する番号に、○印を付けて下さい。

個別訪問支援

* 担当者が、事業場を訪問し、両立支援に関する制度の導入等についてアドバイスします。

1. 管理監督者向け両立支援教育 (事業場の管理監督者や労働者等に対する意識啓発の社内教育)
2. 事業場内体制の整備
3. 事業場内規程等の整備
4. 事業場の勤務、休暇制度の整備
5. 両立支援の進め方
6. 両立支援に係る情報提供
7. その他 (具体的に:)

啓発セミナー

* ガイドライン等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーです。

個別調整支援 (ご本人の同意が必要)

* 事業場と労働者 (患者) 間の、仕事と治療の両立についてアドバイスします。

1. 労働者 (患者) との治療に対する配慮の検討
2. 両立支援の進め方
3. 両立支援プランの作成
4. 職場復帰支援プランの作成
5. 主治医等への相談
6. 就業上の措置についての検討
7. その他 (具体的に:)

※産保センター記入欄：

【申込先】 独立行政法人労働者健康安全機構 **千葉産業保健総合支援センター**

〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-8 日進センタービル8階 TEL：043-202-3639

FAX：043-202-3638

※本書をFAXにて送信してください。申込書受領後、当センターからご連絡いたします。

※この用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。